

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会規約

（協議会の設置）

第1条 稲沢市、祖父江町及び平和町（以下「1市2町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（協議会の名称）

第2条 協議会は、稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会と称する。

（協議会の事務）

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 1市2町の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく市町村建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、1市2町の合併に関し必要な事項

（事務所）

第4条 協議会の事務所は、稲沢市稲府町1番地に置く。

（組織）

第5条 協議会は、会長及び委員（副会長を含む。以下同じ。）をもって組織する。

（会長及び副会長）

第6条 会長は、1市2町の長の協議により、1市2町の長の中から、これを選任する。

- 2 会長は、会務を掌理し、協議会の会議（以下「会議」という。）の議長となり、協議会を代表する。
- 3 協議会に副会長2人を置き、1市2町の長のうち、第1項の規定により会長に選任された者以外の者をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した副会長がその職務を代理する。
- 5 会長及び副会長は、非常勤とする。

（委員）

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 1市2町の長（前条第1項の規定により会長に選任された者を除く。）及び助役
- (2) 1市2町の議会の議長がそれぞれ指名する議員各2人
- (3) 1市2町の長がそれぞれ選出する学識経験を有する者各3人
- (4) 1市2町の長が協議して定める学識経験を有する者1人

- 2 委員は、非常勤とする。

（会議）

第8条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会長は、会議に付すべき事項並びに会議の開催の日時及び場所をあらかじめ委員に通知しなければならない。
- 4 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(委員以外の者の出席)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(小委員会)

第10条 協議会は、その事務の一部について調査、審議を行うため小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会)

第11条 協議会に提案する事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(職員)

第13条 前条に規定する事務局の事務に従事する職員は、1市2町の長が協議して定める者をもって充てる。

(経費)

第14条 協議会に要する経費は、1市2町が協議して負担する。

(監査)

第15条 協議会の出納の監査は、1市2町の代表監査委員に委嘱して行う。

2 監査委員（前項の規定による委嘱を受けた者をいう。以下同じ。）
は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

（財務に関する事項）

第16条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（報酬及び費用弁償）

第17条 協議会の会長、委員、監査委員及び第9条の規定により会議に出席した者は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けすることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、
1市2町の長が協議して定める。

（協議会解散の場合の措置）

第18条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（補則）

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、
会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成15年7月1日から施行する。